運営規程

医療法人越南会 デイサービスセンター越南「薬師の湯」

通所介護(第1号通所事業)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人越南会が開設するデイサービスセンター越南「薬師の湯」(以下「当施設」という。)において実施する通所介護(第1号通所事業)の適正な運営を確保するために、 人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所介護(第1号通所事業)は、要介護状態(第1号通所事業にあっては要支援 状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣 旨に従って、通所介護(第1号通所事業)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の 維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所介護(第1号通所事業)計画に基づいて、必要なリハビリテーション等を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
 - 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その 他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域に おいて統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」 過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を 得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則 り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかか る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ て利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

- 第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 施設名 デイサービスセンター越南「薬師の湯」
 - (2) 開設年月日 平成13年10月1日
 - (3) 所在地 新潟県南魚沼市五日町203番地1
 - (4) 介護保険指定番号 1572400115号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者1人(2) 看護職員1人以上(3) 介護職員5人以上(4) 生活相談員1人以上(5) 機能訓練指導員1人以上(6) その他職員若干名

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 看護職員は、利用者の通所介護(第1号通所事業)計画に基づく看護を行う。
 - (3) 介護職員は、利用者の通所介護(第1号通所事業)計画に基づく介護を行う。
 - (4) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との 連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (5) 機能訓練指導員は他職種と共同して個別リハビリテーション実施計画書を作成すると ともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (6) その他職員は建物設備等の保守、清掃業務等を行う。

(営業日及びサービス提供時間等)

- 第7条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は以下のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び年末年始(4日間)を除く、毎週月曜日から土曜日までの週6日間を営業日とする。
 - (2) 営業時間は午前8時から午後6時00分までとする。
 - (3) 午前9時00分から午後4時15分までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

第8条 利用定員数は35人とする。

(事業の内容)

- 第9条 通所介護(第1号通所事業)計画に基づき、入浴介助を実施する。
 - 2 通所介護(第1号通所事業)計画に基づき、食事を提供する。
 - 3 通所介護(第1号通所事業)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
 - 4 通所介護 (第1号通所事業) 計画に基づき、個別機能訓練、運動器機能訓練を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 通所介護(第1号通所事業)の利用料は、厚生労働大臣が定めた告知上の基準の額 とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から利用料の1割・2割・ 3割の額の支払いを受けるものとする。
 - 2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けること ができる。

(1) 食事の提供に要する費用

昼食700円

- (2) 通所介護(第1号通所事業)で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
 - ア 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な身の回り品の実費用
 - イ 利用者の希望によって提供する日常生活に必要な教養娯楽に係る実費用
- (3) 事前の連絡なく利用を中止した場合、重要事項説明書に掲載の料金をいただくこととする。
- 3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対して当該 サービスの内容及び費用について文書によって説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 前第2項の額を変更するときは、あらかじめ利用者又は家族に対して文書によって説明 を行い、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

南魚沼市内

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他 の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施 設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を 診療録に記載する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 通所介護(第1号通所事業)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - 火気の取扱いは、原則禁止。
 - ・ 所持品・備品等の持ち込みは、原則禁止。
 - ・ 金銭・貴重品の管理は、原則としてしない。
 - ・ 通所介護利用時の医療機関での受診は、原則としてしない。
 - 宗教活動は、原則禁止。
 - ペットの持ち込みは、原則禁止。
 - ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
 - 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、別に充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊 を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底………随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。 また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

- 第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
 - (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人越南会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

- 第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な 管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を 適正に行う。
 - 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - 3 調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことが ないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約を求める ものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
 - 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 通所介護(第1号通所事業)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人越南会の理事会において定めるものとする。

(苦情処理)

- 第23条 提供したサービスに係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 それを受け付けるための窓口を設置するものとする。
 - 2 管理者は提供したサービスに関し市町村又は国民健康保険団体連合会が行う文書 その他の物件の提出もしくは提示の求め・質問・紹介・調査に応じ、指導・助言に 従って必要な改善を行うこととする。
 - 3 管理者は市町村又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の 改善の内容を報告することとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第24条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものと する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
 - 2 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が 行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

付 則

- 1 この運営規程は、平成19年12月1日より施行する。
- 2 この運営規程は、平成20年 6月1日より施行する。
- 3 この運営規程は、平成21年 7月1日より施行する。
- 4 この運営規程は、平成24年 4月1日より施行する。
- 5 この運営規程は、平成26年 4月1日より施行する。
- 6 この運営規程は、平成30年 4月1日より施行する。
- 7 この運営規程は、令和 元年10月1日より施行する。
- 8 この運営規程は、令和 元年11月1日より施行する。 9 この運営規程は、令和 2年11月1日より施行する。
- 0 この運営規定は、令和 3年 4月1日より施行する。
- 11 この運営規定は、令和 5年12月1日より施行する。

12 この運営規定は、令和 6年 2月1日より施行する。